

令和5年度第2回島根県文化財保護審議会議事録

日 時 令和5年10月13日（金）

13：30～15：30

場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間

○事務局 開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より島根県の文化財行政に対し、多大な御協力、御支援、御指導をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、8月10日に開催いたしましたこの審議会におきまして、旧海軍大社基地施設群につきまして、委員の皆様方からいろいろな御意見を頂戴したところでございます。中でも、令和3年度以降、この審議会におきましてきちんとした説明ができていなかった、という御指摘をいただいております。この件につきまして、大変御迷惑をおかけしたと思っております。こういった場で申し訳ございませんが、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

本日の会議につきましては、主にこの旧大社基地の関係につきましてお時間をいただきまして、これまでの経緯ですとか概要、それから現在の状況につきまして御説明をさせていただきます。忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 それでは、早速、議事に移ります。まず1番、第1回審議会での質問事項への回答について、事務局から報告を受け、その後に質問等を受け付けたいと思います。

○事務局 （1）世界遺産石見銀山、令和4年度発掘調査の成果について御説明します。別添の資料を御覧ください。

大谷地区は、令和2年度から調査を開始し、4年度は最終年度として、溝の性格の特定と製錬関連遺構の詳細確認を目的に調査しました。溝の性格については、①のとおり、銀山川に向かって下り勾配があることから、排水路として機能したと判断しました。製錬関連遺構については、②のとおり、銅を多く含んだ鉱石を製錬するための南蛮吹の炉である可能性が示されました。①、②の遺構の状況と文献資料から、この建物は寛政元年の銀山町絵図に描かれた、代官所直営の製錬施設である御銀吹所に該当すると考えられ、江戸時代後期を中心に操業されていたと想定されます。これまで、文献や絵図では存在が指摘さ

れていた御銀吹所について、操業期間、作業内容、建物規模が現地で確認されたことが一番の成果と考えております。

1 ページ目に戻りまして、(2) 石見銀山総合情報発信事業について、講座や企画展開催に当たっての成果指標、また、石見銀山の外国人観光客の状況について御質問があったところです。

まず、成果指標についてお答えいたします。総合情報発信事業を含む、未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業では、講座等での参加者アンケートにおいて、石見銀山遺跡への興味、関心が高まったと感じた人の割合をK P Iとしています。目標は、令和2年度から6年度まで、全て95%としています。実績は、2年度は97.0%、3年度は94.6%、4年度は96.0%と、達成、またはおおむね達成といった状況です。引き続き、石見銀山への興味関心が高まるような講座等を開催できるよう取り組んでいきます。

次に、外国人観光客の状況についてであります。大田市から聞き取った石見銀山エリアへの外国人観光客の延べ入り込み客数は、直近の令和4年、暦年で926人です。これはコロナ禍前の令和元年の4,934人と比べ、約8割減となっております。なお、令和5年に入ってかなり回復していて、8月までの8か月の入り込み客は、昨年1年間の倍程度となっているそうです。県や市で取り組んできた外国語パンフレットのホームページ公開、現地サイン等の多言語化などにより、回復しつつある外国人観光客の来訪等に対応していきたいと考えております。

続きまして、(3) 石見銀山パンフレットの内容や配布の状況について御質問がございました。今回、資料を事前に送付させていただき、会場の委員の皆様にはお配りしたガイドブック「知ろう！探ろう！石見銀山」を毎年度、小学校6年生の児童全員に配布するとともに、中学校に見本を1部配布しています。小学校の社会科の授業で世界遺産を学習するのは、学習指導要領や同解説にあるとおり、4学年及び6学年ですが、詳しく学習するのは6学年であることや、県内のほとんどの小学校が採用している6年生の教科書には石見銀山が明記され、石見銀山のことを教えることから、上記の考え方で配布しています。なお、このガイドブックについては、学校以外で、世界遺産センターや集客施設等にも配布をしているところです。

○事務局 (4) 古文書所在確認調査について、説明します。前回の保護審議会で、古文書所在確認調査に関し、どのように進んでいるのか、お尋ねがありました。

昨年度実施した古文書所在確認調査の結果、所在不明なものはかなりあることが判明し

ましたので、引き続き市町村と協力しながら所在確認を進めているところです。

また、今回の所在確認調査で新たに見つかった古文書もございますが、これに関しましては、古代文化センターの基礎研究事業で目録作りを進めているところです。今後、基礎研究事業で目録作りなどを終えた後、テーマ研究事業に昇格させて、内容分析などを行うことを想定しています。

○事務局 （5）古代出雲歴史博物館来館者の状況について御説明いたします。古代出雲歴史博物館の来館者について、減少しているという説明に対し、観光客自体が減っているのか、それとも歴博に立ち寄るお客様の率が下がっているのかというご質問でした。

これにつきまして、歴博の7月の入館者数が11,500人余り、対前年同月比で121%余りでございました。また、8月31日に公表された7月の県内主要観光施設等の入り込み客数によりますと、屋内の施設で客数を伸ばすところがある一方、屋外の施設では客数が減っております。この違いにつきまして、各種メディアでは、猛暑による濃淡が生じた、などと報道されたところです。一方、出雲大社の入り込み客数につきましては発表がありませんので人数は不明ですが、近隣の観光施設を含め、今年の夏は入り込み客が少なかったように歴博では感じております。今後も引き続き、観光客の動向に注視しつつ、より多くの方々にお立ち寄りいただけるよう取り組んでまいります。

また、歴博を訪れる外国人観光客につきましても御説明をさせていただきます。近年はコロナ禍の影響で減少しておりましたが、今年度は入り客が戻りつつございます。具体的には、コロナ前、令和元年度は2,600人余りでしたが、令和2年度は400人余り、令和3年度は68人と非常に減っておりました。昨年度、令和4年度は年間を通して1,273人のお客様に来ていただきました。それらと比較すると、今年度は4月から8月までで1,447人と、昨年度1年分の外国人観光客数を上回っております。国別で見ますと、中国、台湾、アメリカからのお客様が多く見られます。歴博では多言語化としまして、パンフレットを英語、韓国語、中国語（これは繁体、簡体いずれも）、そして、フランス語のものも作っております。また、音声ガイドについては、英語、韓国語、中国語の対応をしているところです。このほか、外国人客につきましては、本年度7月、8月の夏の期間ですが、境港に寄港しました大型クルーズ船の団体客が大型バスで訪れております。国籍は不明です。

なお、外国人観光客の動向に係る外的な要因についても、前回ご質問がありました。これにつきましては、燃料価格の高騰による航空運賃の上昇や、それに伴う減便といった影響を懸念しており、状況を注視しているところです。

○会長 ただいま事務局から報告を受けましたが、いかがでしょうか。御意見がありますでしょうか。

○委員 早速に、この地区の発掘成果をお示しいただきまして、本当にありがとうございました。御礼申し上げます。

○委員 前回質問しましたところの御回答いただきましてありがとうございました。

(2) 番のところですが、石見銀山の情報発信事業について、K P Iは、石見銀山に興味関心が高まったかどうかということだったので、来られた方の関心を高めることができたかどうかだと思います。それぞれアンケートの回答数、満足度は高いと思うのですが、どれぐらいの回答数だったのかということも教えていただければというふうに思っています。

また、情報発信事業が、来られる御予定の方の興味関心を高めることなのか、それとも情報発信というところで行くと、認知をしてもらって、来ていただくきっかけづくりをしていくことがメインの事業なのかということによって、指標の見方ということも変わってくるかなと思いましたので、どちらに重きを置いていらっしゃるのかということも、この会でお伺いできればなと思いました。

○会長 事務局、いかがでしょう。

○事務局 御質問いただきました1つ目の点について、アンケートの母数ということでお尋ねがあったところです。申し訳ありませんが、アンケートの母数を今手元に準備してございません。昨年度は2つのオンライン講座を開催しており、1つが1,420人、もう1つが1,004人の参加がありました。また企画展を行っており、10,600人余の方に御観覧いただいています。この方々のうち、アンケートに答えていただいた方の満足度を聞いて確認したところでございます。

2つ目の、情報発信が、来ていただいた方が魅力を感じるなど、来られた方に対してのものか、あるいはまだ関心を持ってない方、来ていただけてない方に対してアクセスするものか、どちらを大事にしているかということでしたけれども、いずれも大事なことだと思っております。まず知ってもらうことも大事なことですし、また、よく知ってもらって魅力を感じてさらに好きになっていただくことも大事だと思っております。今、K P Iとしては、来ていただいて、興味を持っていただくことについて目標設定にしておりますけれども、認知して来ていただくということも大切に取り組んでいきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

個人的な感想ですが、これから、興味関心をまず持っていただくというベースの部分で、どれぐらいの方が来られたのかというところも1つのKPIになるのじゃないかと思いましたが、もしよろしければ、その辺りを御報告いただけたら情報発信の効果がすごく分かりやすいのかなと思いました。

○事務局 いただいた御意見について、今後、この審議会での報告などで意識してお答えできるようにしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、次の報告に進みます。2、旧海軍大社基地関連施設群に係る報告について、説明をお願いします。

○事務局 失礼します。資料は、右肩に報告事項2とあります、ページでいいますと3ページの資料から御覧ください。

それでは、旧海軍大社基地関連施設群、主滑走路跡地について、概要やこれまでの経緯等について御報告いたします。

旧海軍大社基地関連施設群につきましては、1945年の3月から6月にかけて設営され、主滑走路の規模は幅120メートル、延長1,700メートルあり、そのうち、コンクリートで舗装されている部分は幅60メートル、延長1,500メートルの、面積でいいますと9万平米となります。

この主滑走路跡につきましては、真ん中の空撮写真を見ていただきますと分かりますが、国から東側から順次払い下げられ、活用されてきているところです。一番東側の青色部分については、昭和50年代頃までには払い下げられ、この中に出雲児童相談所の予定地が含まれております。中ほどの黄色い部分は平成20年代に払い下げられ、最後に残った西側の赤色部分が令和3年1月に払い下げられ、これまでに保存要望等があった場所になります。

主滑走路の周辺には、北東側の丘陵には、高角砲、陸軍でいいますと高射砲になりますが、陣地跡群、南東の丘陵には、黒い丸でお示ししておりますが、その場所に掩体壕、さらにその奥の丘陵の山腹には、横穴をトンネル状に掘って爆弾や魚雷などを保管していた物資保管庫が現在も残されております。また、基地を建設する本部として利用された旧出雲西国民学校の木造建物も、現在、出雲市の斐川環境学習センターとして利用されております。写真は左下のほうに載せております。

次に、主滑走路跡の現況等、これまでの経緯を次ページ、4ページ、写真で御説明いたします。上段の空撮写真にありますとおり、主滑走路跡地は、出雲市有地や葬祭会館、ソ

ーラーパネルが設置されている土地など、所有者も様々、活用状況も様々な状況でございます。このうち、赤枠の②としております島根県有地に、このたび出雲児童相談所が移転されることになりました。ここは昭和51年から平成29年までの42年間、島根県警の交通機動隊の簸川訓練場として活用されてきておりました。面積は約6,600平米です。黄色い矢印から下の写真をつないでおります。下の拡大航空写真で、現在の状況をお示ししております。主滑走路跡地の東側に位置して、現在、アスファルト舗装がされている状況です。次のページの上段にも現状の写真を載せております。また、令和3年1月に払い下げられ、民間事業者が取得した土地は、赤枠の①と、青枠の④となります。赤枠の①は、宅地のための造成工事が既に完了しておりますが、青枠の④は、まだ造成が行われておりません。この土地につきましては、今後、出雲市の所有地である主滑走路東側の青色の③の場所との交換が予定されており、現在、出雲市と事業者のほうで調整中と聞いております。

次ページの5ページを御覧ください。こちらに、現状の写真を載せております。上段の写真は、島根県有地で、出雲児童相談所移転候補地となります。現状は、平成29年に交通機動隊の訓練場としての活用を終えたままの状態として、アスファルト舗装で覆われている状況です。中段の写真は、出雲市所有地であり、主滑走路のコンクリート舗装が残されております。一番下段の写真は、主滑走路の東側端の民間事業者が取得された土地になりまして、こちらにもコンクリート舗装が残されていることから、出雲市としては、中段の出雲市所有地と交換して、平和学習に活用したい意向で現在調整中となっております。

次に、主滑走路跡地の沿革・要望・移転先決定の経緯を6ページと7ページに表にまとめておりますので、これを使って御説明いたします。表の左側に、民間造成地①に係る学術団体からの要望や県の回答、表の右側に、島根県有地②の沿革や移転決定の経緯について分けて記載しております。

それでは、左側の列、①から説明いたしますが、主に県に対する要望と、その回答、関連する出雲市の動向を中心に説明いたします。

①の土地は国が管理していましたが、令和3年1月に売却の措置が取られ、民間事業者が購入されました。その後、その状況について、3月と4月に島根考古学会、島根史学会、戦後史会議・松江の3団体連名で、県に対して要望がありました。その内容は3つありまして、1つ目が、大社基地遺跡群の総合的な学術調査を行うこと、2つ目が、大社基地遺跡群を県指定史跡に指定して保存すること、3つ目が、貴重な戦争遺跡として保存管理計画を策定し、今後の整備と活用について検討すること等の3つの内容の要望書が、島

根県知事、県教育長に対して提出されました。

こうした要望に対し、8月25日に島根県としまして、国や県史跡指定を前提とした学術調査は一般的に事前調査を市町村が行うこととしているため、県が主体となって学術調査を行う予定はないこと、そして、県指定史跡に指定して保存することについては、史跡指定に係る国や他の都道府県の状況を踏まえるとともに、第二次世界大戦期における戦争遺跡の価値判断基準が明確に定まっていないことを勘案し、県指定史跡として指定、保存することは考えてないこと、そして、保存管理計画は史跡指定と保存が前提となることとして回答しているところです。さらに、令和3年9月の定例県議会において、県教育長が、文化財の取扱いに関しては、価値判断基準が明確でないこと、他県においても文化財指定が進んでないことなどの理由により、県教育委員会としては、現時点では当地を文化財として保存を前提とした措置を取る必要はないと判断していると答弁しております。

なお、この資料には記載をしておりますが、この年の8月5日に開催しました、この県文化財保護審議会の中では、第三者による検討の場をつくってもらいたい旨、県が主体となって調査研究に取り組んでももらいたい旨、また、近現代遺跡の今後の取組について検討してもらいたい旨の3点要望がありました。また、出雲市と協議し総合調査を行い、その成果を平和教育に利用してもらいたい旨、さらに、学術調査について積極的に取り組んでももらいたい旨、御意見を頂戴しておるところでございます。

その後、表を御覧いただければ、3団体のほうから10月16日に、遺跡の重要性の判断基準や取り扱う範囲について、早急に検討会を設置し、県としての基準を作成することなどの再要望があり、これに対しては、12月17日に、既に平成13年に策定している埋蔵文化財の判断基準、すなわち「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」の見直しの検討を進めると回答しております。昨年度、令和4年度から開始しております近代遺跡の調査は、この回答や、県として戦争遺跡を含む近代遺跡の保護の在り方など、今後の取扱いの検討のため、まず、県内における近代遺跡の実態を把握する必要があることから実施しているところです。

また、この表にはありませんが、令和4年1月14日に開催しました県文化財保護審議会の中では、周知の埋蔵文化財として認定すべきで、第三者を交えて保護すべき文化財かどうか検討、そして、出雲市と保存の方向性で前向きに検討、近現代の遺跡の取扱いについての検討を行ってほしい旨、意見を頂戴しました。今日、御欠席の委員からは、まずしっかりと調査を行うべきであるという旨の意見をいただき、別の委員からもしっかりと

調査を行うべきであるという旨等、大社基地関連施設群全体の今後の取扱いについての整理、ビジョンを示すよう御意見があったところです。

令和4年1月28日には、3団体から、島根県教育委員会の大社基地遺跡群についての見解を確認したい旨、照会があったため、3月11日に主滑走路跡地について行政的な判断が既に行われておりますが、周辺の関連施設については、今後のその保護の在り方の検討を行っていく旨などを回答しているところです。

また、出雲市の状況を御報告いたしますと、出雲市のほうにも3団体からの要望が令和3年10月16日にありまして、それを受け、2月9日に、国の史跡指定を目指すことは困難であること、対象となっている民間造成地を市として購入する考えはないことを回答されております。一方で、令和5年3月の出雲市議会において、大社基地関連施設群の総合調査実施に向けた関連予算が議決され、令和6年度から9年度にかけて平和学習に向けた総合調査を実施される意向です。

次に、右側の欄にあります、このたび出雲児童相談所移転先に決定した島根県有地②の状況について御報告いたします。

当該地は昭和46年に払下げを受けており、その後、昭和51年から平成29年にかけて42年間、交通機動隊の簸川訓練場として使用されています。その後、令和3年3月には、用途廃止手続が行われております。主滑走路跡地について、令和3年度に議論の対象となっていたのは①の民間造成地であったため、そこに県有地が含まれていることを確認したのは、令和3年9月になってからです。令和3年度には、訓練場としての用途廃止手続を終えて、県の財産活用担当部局において、今回の健康福祉部のような活用を見込まれる部局への提示がなされております。その後、同年12月には健康福祉部と文化財課で当該地の状況について確認しておりますが、先ほど御説明しましたとおり、主滑走路跡地については、令和3年1月に民間事業者に払い下げられた土地のみでなく、主滑走路全体の価値判断基準が明確でないことなどにより、文化財として保存を前提とした措置を取る必要はないと判断としていたため、学術団体からの要望の対象となっている土地であることは十分担当部局に説明しておりますが、出雲児童相談所の移転を阻むまでの文化財保護法上の規制、史跡指定地であったりとか、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないといったことを説明し、両者において確認しております。その後、令和3年度末には、健康福祉部において移転候補地として検討され、県知事も了解の上、移転候補地として決定されたところです。そして、令和5年2月の島根県定例県議会において、移転についての説明がなされ、基本設計や地質

調査など、今年度実施する関連予算が議決されたところです。

今後につきましては、4月以降、地元説明会が行われ、7月から基本設計に取りかかっています。来月の11月からは、地質調査、ボーリング調査を行う予定となっております。なお、地元説明の際においては、地元から旧海軍大社基地であることに関して質問要望等はなかった旨、担当部局から聞いておるところです。

また、9月22日、7ページの右の欄にあります、3団体連名により、県有地部分の保存についての要望書が島根県教育長宛てに提出され、また、知事宛て、健康福祉部長宛てにも要望書が提出されております。島根県教育長宛て要望書では、2点の要望事項があり、その内容は、1つ目が、出雲児童相談所移転新築計画を再検討し、県有地を現状保存するよう健康福祉部と協議すること、2つ目が、大社基地遺跡群の歴史的重要性を考慮して、埋蔵文化財として取扱い、史跡指定に向けて取り組むこととなっております、今後、回答の予定としております。

さらに、この表には間に合いませんでしたが、今週に入って、10月6日付で日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会から要望書が、島根県知事宛て、島根県教育長宛て、提出されております。要望書では2点、要望がありまして、1つ目が移転計画を再検討し、現状保存すること、2つ目が県有地を保存整備し、周辺の関連遺構とともに、歴史学習、平和学習の場として積極的活用を図ることの2点、要望されております。

なお、出雲児童相談所移転計画の今後につきましては、地質調査の結果を踏まえて、令和6年度にかけて実施設計がなされ、令和7年度から建設工事に着工され、令和9年度から供用開始の予定となっております。表の下に参考として記載しておりますが、先ほど御説明したとおり、出雲市では、主滑走路の一部を現地保存し、平和学習に活用されることを表明されております。現在、民間所有地④が、コンクリート舗装の保存状況が良好であることから、出雲市有地③との交換に向けて調整中であると聞いております。

ちなみに、出雲児童相談所の状況について概要を説明いたしますと、現在の出雲児童相談所については、保護所が男女混合となっており、また、相談件数の増加により部屋数が不足、専用の学習施設がないという課題が生じております。これらの課題を解消するために移転を検討され、幾つかの候補地の中で、周囲が静かであること、交通のアクセスがよいこと、隣地との距離が十分に確保できることなどから移転候補地と決定した旨、聞いておるところです。

○事務局 続きまして、8ページの旧海軍大社基地関連施設群、主滑走路跡地等の取扱い

に対する島根県の考えについて御説明いたします。こちらは、時系列順に4点に分けて記載しております。

先ほど、御説明させていただいたとおり、主滑走路跡地につきましては、当初、②の民間造成地の取扱いが議論となり、島根県としましては、令和3年度にこの取扱いに係る考えをまとめたところでございます。

まず、(1)旧海軍大社基地関連施設群、主滑走路跡地に対する文化財保護法上の指定や保存についてでございます。

下の参考の令和3年8月25日の島根史学会、島根考古学会、戦後史会議・松江、3団体からの保存要望に対する回答や、令和3年9月27日の県議会での教育長答弁にありますように、島根県としましては、令和3年度に、第二次世界大戦期における戦争遺跡の価値判断基準が明確でないこと、他県等でも文化財指定が進んでいないことなどの理由により、文化財保護法上の指定や保存に向けた措置を取る考えはないと判断しており、この考え方については現在も変わりありません。

これは、令和3年当時、第二次世界大戦期における戦争遺跡については、広島と長崎に国指定史跡があったのみであり、近代遺跡報告書の軍事に関わる遺跡が刊行されていないなど、価値判断基準が不明確な状況にあったため、こうした判断をしたところであります。国などの価値判断基準が明確でない場合でも、県で独自に判断をして規定をすればよいという考え方もあるかもしれませんが、仮に史跡指定を行う際には、個人の財産である土地について、原則、現状変更ができないなどの厳しい規制をかけることとなります。したがって、指定をする県としましては、指定をすることの重大性を考慮し、価値判断基準が明確になっていない状況で史跡指定を行うことは適切ではないと考えております。

次に、次ページでございますが、(2)主滑走路跡地のうち②の県有地に対する考え方でございますが、ここは先ほど御説明いたしましたとおり、昭和50年代までに開発され、平成29年まで40年以上にわたり交通機動隊の訓練地として他の民有地と同様、使用されてきた土地であること、また、令和3年には、この県有地を含めた主滑走路跡地全体を8ページの(1)のとおり、文化財保護法上の指定や保存に向けた措置を取ることはしないと判断した土地でございます。第二次世界大戦期の軍事関連施設に係る国や県の史跡指定としましては、全国的には、令和3年度当時の広島と長崎に加え、鹿児島や福岡で新たに指定されておりますが、島根県内では、昨年度始めた近代遺跡調査により所在等の状況が明らかになったばかりであり、現段階で戦争遺跡の価値判断基準が明確になったとは言えず、

令和3年度当時と状況は変わっていないと考えております。

続きまして、(3)主滑走路跡地、県有地部分でございますが、こちらに係る今後の対応についてでございます。先ほど御説明したとおり、文化財保護法上の指定や保存に向けた措置を取る考えはございませんが、一方で、子供たちや地域の方々の平和学習に活用されることは大切なことだと考えておりますので、今年11月、来月から開始される予定の出雲児童相談所移転工事に向けた地質調査の結果を踏まえ、コンクリート舗装の残存が確認された場合には、児童、生徒や地域の方々の平和学習での活用に向けて、県の担当部局と協議しながら、記録保存のための調査など、対応を検討していきたいと考えております。

なお、参考に記載しておりますが、主滑走路跡地に係る出雲市の対応といたしまして、5ページ目の③の出雲市所有地の写真にあるように、コンクリート舗装が残っていることから、現地保存し、平和学習での活用を予定されております。さらに、その土地について、よりコンクリートの状態がよい滑走路跡地の最西端、西側にある④民間造成地との交換に向けて調整をされているところであります。

最後に、(4)、次のページでございます。今後の主滑走路跡地を除く旧海軍大社基地関連施設群全体の取扱いにつきまして、御説明をいたします。

国におきましては、平成8年から全国的な近代遺跡の調査が実施され、その成果は平成14年以降、順次報告書にまとめられ刊行されてきておりますが、近年、今日的な課題として、現状を踏まえた近世、近代の遺跡の保護、活用の在り方について、改めて検討が進められている状況でございます。

一方、県におきましては、これまで近代遺跡につきまして、平成13年度に埋蔵文化財として取り扱う範囲を定めたほか、平成12年から13年度にかけて建造物の調査を実施したのみであり、全県的な遺跡調査の保存状況等の基礎的な情報が十分に把握されているとは言えない状況でございました。こうしたことから、県におきましても、昨年度から市町村の御協力をいただきながら近代遺跡調査を開始したところであり、一部の委員の御協力をいただいて調査指導委員会を立ち上げ、令和7年度にかけ調査を実施することとしております。この調査後には、戦争遺跡を含む近代遺跡について一定の評価が付されるものと考えております。

なお、この調査について少し補足をさせていただきますと、令和3年度には保存要望のあった団体に対し、県として学術調査を行わないと回答した一方で、昨年度から近代遺跡の調査を実施しておりますが、これは、一般的に史跡指定を目指す場合は、まず地元の市

町村教育委員会が文化財の価値づけや指定範囲を明確にするための調査を実施する手順となっているため、当時、県としてはこうした調査はしない考えであると回答いたしました。ただ、価値判断基準が明確になっていない状況に対し、決してこのままでいいと考えているわけではなく、県として価値判断基準の検討を進めるためにも、まずは県全体の近代遺跡の実態調査をしなければならぬと判断し、開始したものでございます。また、来月以降、実施予定の地質調査や、コンクリートが残っていた場合に検討する記録保存のための調査につきましては、ここが県有地でもあることから、出雲市とも協議し、調査をする場合には県が実施するというようにしております。島根県としましては、この調査結果及び来年度から令和9年度にかけ出雲市で実施される予定の周辺施設を含む総合調査の結果を踏まえ、出雲市と協議するなどして、旧海軍大社基地関連施設群全体の今後の取扱いについて検討してまいりたいと考えております。

先ほど、経緯の説明の中で、現在、島根考古学会、島根史学会、戦後史会議・松江の3団体や、日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会から要望をいただいていると御説明しましたが、その回答につきましては、今後、関係部局と詰めていくこととなりますが、基本的には、今、御説明しました島根県の考え方に沿って回答することになるものと考えております。説明は以上でございます。

○会長 まず、申し上げたいのは、問題が起こってから何回も県の文化財保護審議会を行っているわけですが、その中でここまで詳細な説明がなされなかった、今までなかったということは、実に遺憾なことだと思っております。今後、こういう重要な事柄は、審議会に状況、情報提供をしていただくようお願いいたします。

○事務局 これまで、令和3年度の8月であったり、令和4年1月の審議会などにおきまして、主滑走路の取扱いについて委員の先生方からは御質問いただき、口頭で回答差し上げたり、また、令和4年度、書面で開催した審議会での御質問に書面で回答するといった対応をしてまいりましたが、概要や経緯などを資料としてまとめて報告するということはしてまいりませんでした。今、振り返りますと、こういうことはしっかりやるべきでございましたので、そこを改めていきたいと思っております。今後、地質調査の結果であったり、そのほか重要な事柄につきましては、こちらの審議会のほうに適宜御報告、情報提供しながら進めさせていただければと思っております。

○会長 よろしく申し上げます。

それでは、今、御説明のあったことについて、御質問、御意見ございましたら、挙手を

お願いいたします。

はい。

○委員 今、会長からございましたように、いろいろ丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。経緯のところ、冒頭でもあったのですが、日本考古学協会からも計3回ぐらい要望書が出されておりました、この問題、かなり全国的にも注目されている問題だと思います。それで、経緯を見ていて、どうしても2年前の判断に固執してしまって、なかなか行政としては、方針転換というか、厳しいっていうのも拝察するのですけれども、この近代遺跡、ちょうど戦後80年近くがたって、第二次大戦中の遺跡に対する評価っていうのも、その取扱いとか認識について、現在進行形で重要性が高まっているというふうに思います。今日もニュースで、中東の戦争とかウクライナの戦争なんかの痛ましいニュースが入ってきて、戦争遺跡が持つメッセージというか、改めて認識しています。島根県教育委員会としても、2年前の判断に固執するのではなくて、ぜひ大戦期の遺跡も保存していくということを進めていっていただきたいと思います。この間のいろんな報道とか保存運動なんかに触れる中で、大社基地の重要性の認識っていうのは、私も含めて、県民もかなり重要性の認識は定着しているのではないかと思います。

それから、説明の中で、戦争遺跡の価値判断基準が明確になっていないという御説明があったのですけれども、この大社基地に関してはちょっとレベル的に突出しているというか、大戦末期に日本最大級の海軍の基地が造られて、飛行場をですね、舗装面がきちんと残っている基地というのは兵庫の鶴野飛行場と大社基地だけということで、大変貴重だといえると思います。周辺にも掩体ごうだとか武器保管庫がたくさん残っています。人間爆弾みたいな、そういう兵器がたくさん配備されて、当時の証言とか記録資料なんかもあって、本当に戦争の重たい歴史っていうのを伝える重要な遺跡だと思います。私は近代遺跡の調査指導委員会の委員長を拝命いたしまして、まだ委員会としては、きちんと個々の遺跡についての評価は議論されていないのですけれども、個人的には、この大社基地の遺跡っていうのは史跡指定にして、残していくべき遺跡であるというふうに評価しています。

それで、遺跡の評価の中に今後の活用に関する、どうやって活用していくかっていう、そういう価値も含まれていると思うのですけれども、去年、おととしと県内の修学旅行の児童が、40校以上ですかね、ここに訪れて見学して、戦争の歴史を学んだというふうに報道されているのを聞いています。私ごとなんですけれども、自分の息子も、ここも去年、修

学旅行で行って、見学して、島根でも戦争があったんだみたいなことを家で話してくれて、やっぱり教科書とかそれだけでは学べない、記録保存して、その記録だけでは絶対伝わってこない実物から受け取るメッセージというか、そういうのは何物にも代え難いと思いますので、ここでこの遺跡壊してしまったときに、子供たちに対してちょっと申し開きができないとか、あるいは先人に対しても、我々のときになくしちゃっていいのだろうか。教育行政をつかさどる教育委員会としても、これはやっぱり現地に保存して、教育の教材としても活用していただきたいというふうに思います。

ですので、調査していただけるということですが、壊すのを前提の調査ではなくて、埋蔵文化財として発掘調査をして、その上で取扱いを決めていくという順番ですね。まだ掘ってみないと下がどうなっているのか分からないと思うのですが、コンクリートの舗装の状況がきちんと残っているかどうか、その辺も発掘しないと分かりませんので、掘る前からもうここは壊していいというのではなくて、埋蔵文化財として、そのフローチャートに載っけて進めていただければと思います。

教育委員会は、学校教育とか社会教育の独立性を担保するために、行政委員会の一つとして設置されているという建て付けだと思いますので、ぜひ島根県の教育行政の、子供たちとかにも恥ずかしくない教育行政を、矜持を持ってやっていただきたいとか、ちょっと偉そうな言い方ですけど、開発部局と協議して進めていただければと思います。埋文担当の職員の方にしわ寄せが行くのはちょっと心苦しいですけども、大きい問題ですので、ぜひ。教育長とか、そういうトップが前面に立って、県の中で調整していただけないかなというふうにお願ひする次第です。

○会長 事務局、どうですか。

○事務局 ただ今のご質問は、第二次世界大戦中の大事な遺跡なので、残す必要があるのではないかということ、それから、こちらを残して平和学習に活用すべきではないか、県が前面に立ってやれというような意図の御質問だったと思いますが、よろしいでしょうか。

それにつきましては、繰り返しになりますけれども、我々、指定する県としましては、現在この戦争遺跡を含む近代遺跡につきましては、まだ価値判断基準が定まっていないと考えております。指定するということは大きな責任が伴うと考えておりますので、指定するにもしないにも、どういう理由で指定するのかしないのかというところ、どういう基準で考えているのかというようなところを説明していかないといけないと考えております。そう考えますと、我々としては今の段階でそこができていないとは考えていないというところ

ろでございます。

また、主滑走路跡地につきましては、出雲市が、3,000平米弱でございますが、現地を保存されると伺っております。現在も、今残っているところを使って平和学習がなされているものと思います。先ほど委員がおっしゃった、平和学習がなされている部分というのは、出雲市が残されたところを使ってなさっているのかと思います。

県としましては、令和3年度末に平和学習のためのDVDを作成しております。民間取得地が造成されていくに当たり、全体の映像を撮ったり、当時子供だった方などの証言などを組み合わせて10分程度のDVDを作成し、出雲市に提供しています。出雲市の博物館などで視聴し、併せて現地を訪問いただいて平和学習をするというようなメニューをつくられております。出雲市への提供のほか、県内の学校にも貸出しなどを行っているところでございます。

主滑走路跡地は、なかなか文化財としての指定保存は難しいと申し上げたところがございますが、最後に申し上げたように、群全体としましては、これから出雲市が総合調査をされるということ、さらに、県としましても、県内全体の戦争遺跡を含む近代遺跡の調査を実施いたしますので、それぞれの結果を踏まえて、活用も含めて、今後どういうふうにしていくのかというところは考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員 県の近代遺跡の委員会ですが、この大社基地の問題をきっかけにつくられた委員会だと思えます。今まさにそれを検討している最中に、横のほうで大社基地がどんどん壊されているという現象っていうのはちょっと納得できなくてですね。そうであれば、この開発工事を一旦凍結して、検討委員会の結論が出るまで凍結して、判断基準が明確になるまで開発は待ってもらおう。あるいは、出雲市の総合調査が終了して、価値づけが確定するまでは凍結してもらおうっていうのが筋なのかなというか、というふうに思います。

島根県としての考え方というふうにレジュメに書いてあるのですが、県の教育委員会としてどう思われるのか、教育行政をつかさどる独立行政委員会としてどう考えるのか、その辺のですね、上のほうの調整はまた上のほうの知事とかがすると思うのですが、開発に付度する必要なくて、教育委員会としてどう考えるのかっていうところも聞きたいというか、取りあえず順番としては、今、近代遺跡の検討をやっている最中なので、それを待たずに開発が進んでいくっていうのはちょっとどうなんだろうというふうに思います。

○会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 繰り返しになりますが、島根県としての考え方というのは県教育委員会の考え

方として受け取っていただいで構いません。令和3年度には文化財保護法上の指定や保存を行う考えはないということで判断をしておりますし、こちらについては、昭和50年代までのところでもう開発が進んだ土地と考えているところでございます。

○委員 じゃあ、最後にちょっと、私ばかりであれですが、出雲市もああやって頑張って活用していくっていうふうに言われていますので、ぜひ、出雲市もやっているから、島根県としてもしっかり活用できるような形でやっていただきたいなというふうに思います。文化財行政、責任あるところですので、そういう矜持にかけてというか、ぜひやっていただければと思います。

○事務局 この主滑走路跡地につきましては、保護法上の指定保存をするに向かう措置はしないと判断をしたところではございますが、来月から実施予定の地質調査などで、アスファルトの下の状況が分かってくるかと思えます。現時点でどれだけ残っているかというところは明確には分からないところもありますので、地質調査の結果も踏まえながら、記録保存に向けた調査などはしっかり検討してまいりたいと思えます。出雲市で現地として残されるところとの組合せなども含めて、平和学習に活用していけるような形でやっていきたいというふうに考えております。

○委員 この場を設けられているということについては感謝申し上げたいと思えます。それと、まず、前提の話ですけれども、旧大社基地の主滑走路の県有地部分、この部分について、調査をする前に、基準が定まらない前に破壊するということはやめていただきたいというのが私の意見です。その結果を踏まえた上で判断ということは前提の話だと思っておりますけれども、今壊すのは、もうこれ以上は、壊さないでいただきたいというのがお願いだということです。

それはそれとしまして、先ほどの御説明で何度もあった話で、令和3年の9月の頃に定まってきたと言われる、いわゆる県の方針、判断が、当時の正式な手続を経て入手された民有地が含まれる主滑走路跡地をどうするかということの判断をされた、そうせざるを得なかった局面だということでは理解できると思えますが、それが主滑走路全体を全て、保存活用の措置を取らないというふうの方針は定まっているのだと。それはもう動かしようのないものであるということについて、先ほどのほかの委員の発言にあったように、現在状況が変わっているということも大きな論点ですけれども、そもそもあの議会での答弁が、なぜ主滑走路跡地全体の保存活用の措置を取らないという方針につながるのかということの脈絡、理由の説明をお願いできないかというふうに先日申し上げたと思えます。対象と

なっている場所に問題が残っているので、やむを得ず対処しているということは行政判断であるということを理解できないわけではないですけれども、それ以外の場所、今回のような場所までを含めて、全て一切保存活用措置を取らないという方針なのだということがどうやって分かるのかというのを教えていただきたいです。

○事務局 民間造成地の問題が端緒になりますけれども、指定など何らかの県とか国とかの保護措置の検討を始めた際に、主滑走路全体の保護措置を取るのであれば、どうやって全体保存をするか、まずは検討をしました。その中で、保護措置が取れるかどうか検討しつつ、一方でもう民間に取得されているところに対しどのように保護措置を取れるか。補償をしないと史跡指定は難しく、また所有者さんの了解がないといけない。もう事業をやると決められているところに規制をかけますので、補償が必要であり、売却された際はある程度予算化が必要というところがありました。そういったことも勘案しながら、史跡指定というのは、全体を保護するという方針の下で進めていくものですので、最終的には、令和3年の議会答弁等にもありますが、主滑走路については文化財保護法上の保護措置を取らないという判断をしたということになります。

○委員 私にとって理解しきれないというのは、そのところでして、どうしてそれが、今回の件で該当する場所も含めて、保存活用の措置を取らないという方針であると言えるのかということ、それがどうやって確認されたことなのかがやっぱり理解できません、私には。これ以上の説明は無理とおっしゃるのかもしれないですけれども、議会の答弁を少し、公開されている記録だけを見てみたのですけれども、県教育長は「このたび民間事業者が国から取得された延長約600メートルの滑走路跡地につきましては」とおっしゃっていると思います。「この土地に対しては、開発を止めて保存の同意を求めるといった文化財保護法上の根拠はありません」という答弁だったと読めると思います。

もちろん済んだ話ですので、ここの場所は、終わってしまった話なので、それを蒸し返すという意図ではありませんけれども、今回の話にそのことがもう大前提として、要するに基準がないから規制をかけられないのだということ言われていると思うのです。この論拠だけは首尾一貫しておられると思うし、今日も全くそれが最大の論拠だという御説明をされたのだと思いますけど、果たしてそのやり方が本当によかったかを検証するという観点では、やはりそこははっきりさせてもらいたい一番大きなポイントだと思っています。でも、それは先ほどの答弁でも、先日の御説明でもはっきりしないというのが私の印象です。何でそんなことまで言えるのかということですね。それが、県の方針であることを、

どうやって確認したらいいのですかということをお聞きしたと思います。

同時に、令和3年12月に健康福祉部と確認をされたときに、それを根拠に確認をされているわけで、そこに文化財課の判断が介在していないということをどうしても信じられないという、そのような疑念を持ってしまっているからだと思えますけれども、論拠をどう捉えて、そういう確認をするときに特段のコメントを付さなかったのか。先日の話だと、要するに基準がないので、新しい児相を造るに当たって妨げとなるような規制はないという事実を確認したという説明だったと思えますけれども、それは、でも、根拠がどういう形で説明可能なものなのというのがやはりよく分かりません。もう一度お伺いしてもいいですか。どう解釈すれば、今回の場所が保存活用の措置を取らないという方針に合致する場所なのだとということが分かるのかということです。もう一度だけちょっとお尋ねしたいのですが、よろしいですか。

○事務局 なかなか御理解いただけないようで、難しいのですが、当時は主滑走路全体の保護を図る上でということから始めていますので、答弁では今言われたように取れるという御指摘ですが、島根県教育委員会としては主滑走路全体について判断をしていると御説明するしかないところでございます。文化財保護を考えたときに、部分的にではなくて、全体をどうするかということから検討しているということでございます。最終的に、保存要望があった場所も含めて、県として判断しております。

○委員 先ほど御紹介があったように、令和3年の8月というのは、この審議会の場でこのことについて、まさに旧大社基地のことについて、「その他」のところととにかく無理やり意見を言うしかないという、そういう状況の中で、それでもなお3名もの委員が、とにかく意見を述べるということがあったわけで、それを踏まえて、しかも、ちょうど令和3年の12月5日に確認をされたというその前後の時期は、その次の月である令和4年の1月にまた審議会で、これも先ほど御紹介があったように、やはり同じように意見として、審議会の場で複数の委員から意見が出ている。これは、要望書が任意団体から出ているということと同時に、審議会ってというのは何のためにあるのかということですね、審議会の場で意見が出ている。

それを8月の段階で、もう皆さん御承知の上のところ、12月にそのような問合せが来たときに、これは将来、いずれ必ず何か問題が生じるだろうと、あるいは異論は絶対出るだろうと。そういうことについて、なぜそもそも審議会の場で報告をされないのかということもそうですし、回答をされるときに、そういうことをなぜもっと強く言われぬのか

ということについて、文化財課の基本的な理念とか方向性について、なぜそこでもう少し違った対応を取られなかったのかということについて、非常に強い疑念を、私は率直なところ感じております。取りあえずちょっと皆さんの御意見もぜひお聞きしたいので、このぐらいにさせてもらいたいと思います。

お願いですけれども、基準が分からない段階で、調査もしていない段階で、県有地のあの場所を破壊するというはどうかやめていただきたい。よろしくお願いします。

○事務局 先ほど説明があったとおり、この滑走路全体をどのような価値判断に基づいて残していくのかということ考えた場合に、部分的なものではなくて、全体としてどう考えるのかを、当時は考えていたところがございます。その中で、仮に全体を今後史跡指定するということになると、民有地も全部含まれてしまいます。そういったところを、多大な公費を使って、未来永劫県が責任を持って保護していけるかどうか、ということについて、なかなか県民の皆様を理解していただくことは厳しいところがあった。そう当時としては認識していたと思います。

それから12月時点での回答につきましては、私どものほうからは、それはあくまでも行政としての立場としては、法令に基づいて、その枠内においてしか物事は申せません。そういう意味では、現状では、ここはそういった文化財保護法や条例上の規制等がかかっていないところですので、あくまでもお願いベースにしかならない。その中で保護について何らかの御配慮をお願いします、という説明しかできなかったというのが当時の状況でございます。

○委員 今、文化財としての価値判断基準というのが問題になっているようでございますが、私が拝見させていただいたものに、平成13年6月29日に、島根県教育委員会から出されている「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関わる判断基準」という文書がございます。これに、埋蔵文化財として取り扱う範囲ということで、近現代の遺跡については、島根県の歴史解明のため、特に重要なものを埋蔵文化財として取り扱うこととするというふうに明言をされた上で、さらに補足説明で、埋蔵文化財として取り扱う範囲について、表の中で具体例として重要な軍事施設などと明記されているわけでありまして。恐らくはこれにのっとった形でこれはかつて行われた調査でございますけれども、島根県教育庁は隠岐の島町にあります大床遺跡、そして、出雲市文化財課は出雲市にあります北浜の防空監視哨跡などの戦争遺跡を埋蔵文化財包蔵地として発掘調査をしているわけでございます。にもかかわらず、この今問題になっております大社基地遺跡群、主滑走路だけが埋蔵文化財

包蔵地として取り扱われたいのは、私としては腑に落ちない点であります。この点をどのようにお考えになるのかを、まずお聞かせいただきたい。

そして、他県においては、いろいろなことはやっていませんと、文化財指定も進んでいないと、他県のことをいろいろと比較材料に挙げているようでございますが、前回の委員会でも多くの委員から御発言がありましたように、別に他県は他県でいいと思うんですよね。島根県は文化財行政では本当に感心するほど日本のトップを走っているんじゃないかと、ずっと私は思ってまいりました。その背景の一つに、今まではそんなことできないと言われていた、2012年に東京国立博物館で行われた特別展があります。「出雲―聖地の至宝―」という展覧会、これは島根県が全面的に資金を投入いたしまして、そして東博とコラボして、成功裏に終了した展覧会でありました。ここには多くの皇室の方々も来られ、そして多くの方々に島根の歴史と文化というものをご理解いただいた、いい展覧会だったと思っております。これは今では「島根方式」とまで呼ばれている方式であります。まさに全国に先駆けた、文化財行政の先端を走るいい事業だったというふうに思っています。他県のことをあまり比較材料にされないほうがいいと思います。

そして、史跡指定云々ということで問題になっておりますけれども、この滑走路の中で残された土地というのは、今、児童相談所の候補地になっている、現在県が所有している土地でございます。この児童相談所の重要性ならびに、今、出雲の児童相談所が置かれている状況というのは十分理解できることでございます。ただ、ここでなければいけないという明確な理由に関して、きちっとした説明を私は今まで聞いていないような気がいたします。ここは、島根県にとっても、日本にとっても唯一無二の土地だろうと思っております。全体の保存は、これは無理かもしれません。ただ、今はまだここが県の土地であるわけですので、周辺の関連遺跡とともにこれを保護し、そして、島根の重要な歴史解明のために活用できる文化財として私は残すべきではないのかなと思っている次第であります。

ほかの方々のご意見もありますでしょうからこのくらいにいたしますが、最後に申し上げたいのは、文化財課の皆さん、いろんな御苦勞もあろうかと思っておりますけれども、これを本当に残そうという思いでいろいろな関係部署の方々と折衝をされたのだろうか、ちょっと弱腰になってはいないだろうか、今までの答弁をお聞きすると、そんな感じもいたします。そして先ほど申しましたが、平成13年の「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関わる判断基準」が、どうやら平成26年に見直しがかかっているということでございますけれども、この文書はどこを見たら出てくるのでしょうか。ぜひ平成13年版とともに併せて

これを開示、公開していただきたいと思います。そして、できることであるならば、やはりこの地に児童相談所を設けることに関して再度検討をいただけないだろうかと強く願う次第であります。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。

まず、埋蔵文化財の取扱いについて御意見がございました。まず1点目ですが、確かに平成13年に「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いの判断基準」をつくっております。これは平成10年の文化庁次長通知を受けたもので、要はそれまで埋蔵文化財包蔵地としては、ある意味任意で取り扱っておりました。平成10年の文化庁次長通知で、中世までの遺跡は全て埋蔵文化財包蔵地として取り扱ひましょう。近世、近代については、埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものを、重要性に応じて選択しましょうということで、それを受けて、島根県のほうで基準を策定しております。基準の大本は、委員がおっしゃったように、近世、近代については、重要性に基づいて取り扱うものを選択しておるのですが、ある程度具体的な目安を示すものとして、市町村との事前協議をした後に一応の目安をつくっております。確かに軍事に関わる遺跡については重要なものを選択、と載せておりますが、そういった具体的な目安を示しながら、あとは市町村と個別協議して最終的に決めましょうという、そういったものでございます。そこでは、いわゆる軍事に関わる遺跡については、なかなか状況が分からないので、平成13年当時も、見直した平成26年についても、検討課題である、そういう状況でございます。

なお、大床遺跡、隠岐の島の遺跡は、いわゆる戦争遺跡として発掘調査をしており、埋蔵文化財包蔵地として取り扱っております。ただ、それは時系列的には基準策定の前で、選択をするという以前の、ある意味遺跡の中で埋蔵文化財包蔵地として取り扱える、土に埋もれた文化財を包蔵する土地として対応しております。

ちなみに、大社基地の主滑走路については、これは今、文化庁の検討会でも議論があります。御存知のように、島根県の近代化財産、建造物の調査でリストにも上がり、紹介しておりますが、いわゆる建造物的なものが遺跡にある場合はどのように扱うか。埋蔵文化財の定義は、法律上は土に埋もれた文化財を包蔵する土地として、埋蔵文化財包蔵地として取り扱っております。それに大社基地の主滑走路は当てはまるかどうかというのは非常に議論が分かれるところでございます。まず、そういった点を慎重に判断しないといけないというところがあります。また、「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いの判断基準」に則って、周知の埋蔵文化財包蔵地とするかどうかという判断もありますが、それについ

ては、これまで審議会でも説明したとおり、現状では周知の埋蔵文化財包蔵地としていない、という状況です。

2点目に、他県の事例ではなくて、ちゃんと島根県で考えなさいという御指摘だったと思います。確かに審議会でも今までも御指摘がある中で、島根県の近代の遺跡を相対化し、取扱いを考える上で必要だということで、近代遺跡の調査を昨年度から始めておるところです。それらの全体が分かった段階で、相対的な評価がなされた上で、今後の保護をどうするかというのをしっかりと見定めたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。遺跡とか埋蔵文化財包蔵地について、説明をさせていただきました。

○委員 これに対してはいろいろとまた質問をしたいところありますが、お二方の委員の方々が手を挙げていらっしゃるしますので、私からはここでストップさせていただきます。

○委員 お話をお伺いすればするほどですけれども、指定をしたいと思っていたけれども、基準がなかったという感じよりかは、基準がないものにはできないですというようなお話を、しようがないことなのかもしれないですけれども、感じております。

この基準がないものはできないというふうになったときになんですけれども、本案件はもちろんそうですけれども、これからもしかしたら出てくる案件に関しても、基準がないけれども、実は審議すべき案件っていうのがたくさん出てくる可能性っていうのも、この先々、未来を考えるとあるのではないかなというふうに思ったときに、せつかくこのような審議会があって、先生方がいろんな意見を出してくださっているけれども、実は先生方から投げられたボールを誰も持っていなかったみたいな形になって、基準がないからできないですっていうふうに物事が進んでしまうというふうになるのであれば、私はそれが一番懸念すべきところかなというふうに思っております。本案件ももちろんですけれども、この先々のところも含めてなんですけど、基準は、じゃあ、どこがつくるのかとか、基準がないときはどうするのかっていうところを、ぜひ文化財を保護する立場の方として御意見いただければというふうに思いました。

○事務局 基準がないから、今後どうするのだということは確におっしゃいますとおりますが、特に近代の遺跡というのは、実際、国や都道府県においては、第二次世界大戦期についての史跡指定が本当に限られております。そういったことがありますので、皆さんに説明するときに、なかなか事例がないものを史跡指定して保護を図るという上で、皆さんに納得してもらおう説明が難しい状況ではあります。

もちろん御指摘のとおり、そのままでいけないと思っておりますので、特に近代遺跡

については、まずは島根県で遺跡を相対化して、どういったものを重要視して保護を図るかを考えないといけない、ということで検討を始めております。一番必要なのは、近代遺跡の実態がどうであるか調査し、どういうものがあるかをまず確認し、指導委員会の委員の皆様のお意見を伺いながら、県内全体の近代遺跡について価値を考えていくこと。それを踏まえて、どういった保護を図るかを、県として考えていきたいということで、近代遺跡の調査を始めているところですので、御理解いただければと思っております。

○委員 もう時間もあまりないのですけれども、全部の委員に対して事前に説明がなされて、そこで、いろんな意見とか質問をさせていただいていたと思うのです。それについて、なぜそれがこの会議の席で、披露をされないのかというのがまずちょっと疑問ですけれども、その点に関しまして、私はどのようなことを、説明をお聞きして申し上げたかということ、それが一番、先ほどからも委員の方々の御意見聞いていて、とても大事だと再認識しました。

事務局から出ていただいたのは、課長と調整監の二人でした。私が聞いたのは、この資料にあります、6ページにあります、令和3年の3月の3団体の連名による要望書、それが出されたその時点で、なぜ直近の文化財保護審議会においてそのことが報告されなかったのか、そして、これに対する対応について、私たちがなぜ意見を求められるような、あるいは述べる機会が設けられなかったのかということで、その後の一連の動きに関しても、文化財保護審議会は一体この問題に関してどこにいるのだということをお聞きしました。その不在という状況になっていたのは、島根県の文化財保護審議会というのは諮問されたものに対してのみ審議を行う、そういう位置づけだというふうに事務局が考えているからですよって聞いたら、そのとおりですって、申し訳ありませんが、そのように感じていた、考えていたということは否認しませんとおっしゃいました。これは間違いないですよ、お二人ね。このことが一番大問題だと思います。

今日の6ページの資料の表の説明のときには、文化財保護審議会の席で、先ほどほかの委員からもありましたけれども、複数の委員のほうから急ぎ実地調査をやるべきだ、それから、判断基準というものを見直していくことっていうのを考えるべきだ、あるいは、そもそも文化財保護審議会でこの問題を議題として取り上げるべきだというようなことを私も出しました。でも、それがことごとく取り上げられずにここに来ているという。

今日の御説明でも、会長のほうから、今までこういう情報が、今日のような詳しい資料が出なかったのは非常に遺憾だとおっしゃられました。そのとおりだと私も思います。こ

れからは重要な情報は出していくというふうに、課長はおっしゃいました。それも期待します。しかし、決定的に抜けているのは、文化財保護審議会は何が議論できる、そういう場なのかということです。これは保護に値するのかどうかというのを考えるに関しては、この大社基地の問題だけに限らず、何を保護すべきかということをもともと議論する、そういう場でもあるべきというのが、私は他県の文化財保護審議会を見ていても、そのほうがむしろ自然だと思うし、それが大切な役割の一つだと思います。

先ほどもありましたけども、基準がないからもうできないじゃ困りますよねと言ったのは本当にそのとおりで、だったら、この基準をほかのところは、まさに他県はどのようにしているのかとか、そういう動きも情報収集、事務方に頑張ってもらいながら、文化財保護審議会できちんと議題として私たちが考えていく、そういうことをできる場にするということを今日確認してほしいと思います。そのような場にしていきたいというふうにそのときおっしゃいました、事前の説明会では。でも、聞いていたのは私1人です。ですから、ほかの委員の皆さんにも共有したいと思います。

改めて、今日の会議をきっかけにというか、契機に、文化財保護審議会の在り方について再度確認をしたいと思えますし、今後の大社基地滑走路の問題につきまして、どういう形で私たち文化財保護審議会が関わっていくのかのビジョンを論議する場を次回以降ぜひ設けていただきたいという、これはもう提案です。事務方のほう、よろしく御説明というか、お返しをお願いします。

○事務局 基準ができていない状況で、今後どうしていくのかということでございます。保護審議会としてどう関わるかということでございますが、まさに昨年度から近代遺跡調査、実施しております。一部の先生にも指導委員会に御参加いただきまして進めておりますし、この調査につきましては、適宜情報を審議会に上げながら、価値判断基準の検討に向けて、情報提供したいと思えますし、委員の先生方からも御意見を賜りたいと考えております。

大社基地につきましては、この11月から実施します地質調査の結果でありますとか、その後の状況につきまして、引き続き文化財保護審議会に情報提供させていただこうと思っております。御意見がある場合には承りたいとは思っておりますので、そういう形で進めていきたいと思えます。

○委員 すみません、今の答えですと、相変わらず私たちは提供される情報を聞いて、そうですかと。それに対して質問をして、時には意見も述べて、それで終わりという今まで

のやり方と何ら変わっていないように思います。

情報提供をされるというのを待っているのは受けにしかすぎない、文化財保護審議会というのはそういう場であっていいのでしょうか。私はおかしいと思います。ほかの委員の方々からも既にそういう、これはおかしいのではないかというのが、過去の文化財保護審議会の席で度々出ていることです。これについてほかの委員の方の意見も聞きたいですし、そもそもそういう意見交換をやるのが会議だと思うのですが、私たちはただ来て、個別に意見を言ったり、要望を述べているだけで、島根県文化財保護審議会として何の合意形成も行えていないという状況がこれからも続くと思います、このままでは。

ほかの委員の先生方、御意見いかがでしょうか。ぜひ私は聞いてみたいです。

○委員 今、お話がありましたけれども、今日の審議会、報告事項ということになっているのですけれども、これが報告事項であってよかったかということにつながるかと思うのですね。これを議題にすべきではなかったかというのが、私としては考えています。今、回答をいただけるかどうか分からないのですけれども、やはり審議会が審議すべきことなのか、それとも報告として聞くだけのことなのかということに、そのまま議題になるか、報告事項になるかというのはもうそこで明確に分けられてしまっていて、本来は、今後はこういうことを議題にしていきたいというふうに、まず、思います。

1つだけお伺いしたいのは、今、委員会のほうで、評価の基準を定めるということで、その評価の基準がどういうものであるかということも含めて調査をしてもらっていると思うのですけれども、それが出るというか、重要な場所になりそうというところまでもう見えているという段階でもあるのに、まだ基準が決まっていないから、まだ評価が決まっていないから、では、もうそのまま進めてしまうということでもいいのかなど。評価が出ました、出た結果、非常に価値の高いものであったということが判明したときにはもう全てのことは終わってしまっていたということでもよろしいのでしょうか。ほかの先生方の御意見はまだ分からないのですけれども、審議会としてそれでよいというふうに、ちょっと私は言えないと思っています。

○事務局 今日報告だったのはどういうことか、よくなかったのではないか、ということですが、報告事項といたしましたのが、委員の皆様からの御意見をいただかないというか、無視するというつもりではなく、御意見をいただく場だと思っております。中身として大きく違うかといえば、違わないと思っております。

○委員 ここで2分だけください。今日は多分これまでの経緯のことの反省のような話に

なっていて、それとちょっと話が替わってくるかもしれませんが、今後の話というか、別に県を擁護するつもりはないですけども、この史跡としてどうやって残していくかということをお我々は相談することが今後必要になってきて、宿題なんじゃないかなと思っています。

要するに物質として、歴史としては3団体さんとかが明らかにして、大社基地の存在価値を見いだしてはいると思うのですが、これを今後、何を、何のために、どう残していくかっていうことを物質として、物として考えていく必要があると思っています。例えばですけども、飛行場の跡地が存在したということが必要であれば、かなり雑な言い方しますと、区画が残っていればいいのか、また、当時の物のない時代のコンクリートが残っているということが重要であれば、コンクリートも残していかなきゃいけないのかとか、それが全部なのか、一部でよいのかとか、そういうことが議論の対象になってくるのではないかなと思っています。

例えばですけども、すごい理想論を言えば、当時のものが全部残っているということが理想論だとは思いますが、仮にもし残っていた場合、コンクリートがもう破裂して穴が空きますので、それを新しいコンクリートで埋めていいのかとか、そうせんとひび割れがたくさんあるので、見学者が危なくて入れないから、柵をして中に入らないでくださいという形で残すがよいのかとか、現物を残すことが主であれば、上から土を盛って草を生やして、中に入っていないですよ、公園にしましたよとか、いろんな残し方があると思うのです。

いろんな戦争遺産の遺跡を見ると、結局もう80年たってコンクリートが爆裂していますから、危ないから入らないでくださいと言って、柵をしてしまっているところがほとんどだと思います。そうした中で、この大社基地が今後も、一部分でも残っている中で、何のために、どこに価値を見いだすのかということ、確かに先ほど、まだ価値が見いだせてないから残せませんでしたという話だったのですが、一理あると思ひまして、近代建築というか、近代遺産に対して何を残すのかということがはっきりしていないのは確かにあるとは思っています。それを、島根県のこの審議会の皆さんが英知を出して、何をどう残していくかっていうことが今後話す必要があるのではないかなと思います。残すということは大事ですが、何を具体的にどうやって残していくかということ、どの部分を残すのかということをお次回以降考えていく必要があるのではないかなと思ったりもしています。

それが決まらないと、多分、例えば区画を残せばいいという話であれば、雑な言い方を

すれば、何かが建つてもしようがないことかもしれませんが、大きなショッピングモールが建つといえば、それは断らなきゃいけないことだと思いますし、何をどう残すかという御意見を皆さんにお伺いしたいなというふうに私は思っております。

○委員　そういう検討も含めて、まず第一は開発を凍結していただくというのが第一希望なのですけれども、そういう今の開発場所をきちんと発掘調査していただいて、平面的に調査して、残存状況を確認して、それを踏まえて、この文化財保護審議会が取扱いについて検討するという手順を私としては希望します。破壊を前提とする調査ではなくて、埋蔵文化財のフローチャートに載せた形での流れで扱っていただければ、それを強く希望いたします。

○委員　本日いろいろ説明いただいたのですが、今までの、来ていただいたときもそうですし、今までの会議の席上で事務局側からの説明を伺ったときとほとんど印象が変わらないというか、委員側からの質問に対して、その都度何かお答えはされるのですけれども、答えるときの一貫性がどうも感じられなくて、全く説得力がなかったっていう印象は今回も変わりませんでした。

ですので、この報告か議論かっていう話、さっきありましたけど、仮に報告だとしても、その報告を納得するっていうところまでは私は全くいかなかったです。なので、今日の話をお伺って、前回来ていただいたときと今日のお話を伺っていても、現状ですね、この大社基地の問題、現状に対して県はこういうふうに対処しているってことに関して、じゃあ、それを肯定できるかって、全く肯定できないというふうに感じています。

その上で、今ここで答えていただく必要はないのですが、ほかの委員の先生方の今までの御発言とも関連すると僕は思うのですけれども、そちらが文化財を一体どういうふうに考えているのかとか、文化財保護をそもそもどういうふうに考えているのかというところが、私はちょっと分からなくなりました。ですんで、今日すぐには言いませんので、何かそういうことをはっきり明確に、明確にはなかなか言えないと思うのですけれども、その辺りが分かるような何らかの御説明をいただきたいなという気が非常に強く僕はいたしました。

○会長　ありがとうございます。なかなか議論の終結ということには今日は、時間もあってならなかったと思うのですが、事務局のほうも、やること、別にこれをもって変わりますということは全然おっしゃらなかったわけですね。

だから、今後どうやっていくか見通しが、もし今、何か言えることがあるのであれば、お聞きしたいと思うのですけれど。委員側も、絶対これをしろというようなことでみんな

一致しているわけでもないと思うのです。どうまとめていくか、見通しだけお話しただければ、いつまでもこれをやっているわけにいかないで、お願いしたいと思います。

○事務局 見通しというと、大社基地の部分ですか。

○会長 議論の行方ですね。先生方の要望なり意見なりがあって、事務局側はそれを検討するなり、そのままいくのならそのままいくで、もうそれはしようがないと思うのですけれども。

○委員 すみません、ちょっと差し出がましいようですがけれども、今後の議論の進め方について、私はこのように考えますということをお願いしたいと思います。

今日、いろいろ意見が出ました。私も申しましたし、他の委員からも出ました。全員が発言したわけではないのですけれども、いろいろ出たと思います。一般的には出た意見をまずは集約して、それぞれが一体何を言おうとしているかという論点整理を事務局にはしていただきたいと思います。論点整理をしてください。

私が言ったのは、一番大きいのは、島根県文化財保護審議会の在り方についてです。今、ほかの委員が言われたのが、それと関連しますけど、文化財とは何か、文化財保護とは何かということについてどのように考えていくのかというようなこと、そうした一つ一つの論点がそれぞれの委員のほうにはあったと思います。それらをまずは整理して、次の会議でこれをどのように考えていくかっていうことですね。

また、別の委員からは、具体的な残し方っていうのをどのように考えていくかという（意見がありました）、具体的に何を残すのかっていうようなことすら私たちはそもそも意見を言う場がこれまでなかったですから。今、調査がこれから始まっていく中で、そういう具体的なことももちろん問題になっていくと思うし、そういう今日の会議の論点をまずは整理していただき、次の会議に、それをどのように、何ていうか、みんなで議論をするかっていうふうに進めていくしかないと思います。じゃないと、今日はこういう意見が出ました。はい、次っていうふうになって、何も積み上がっていかない、今までと全く同じようになってしまうと思います。

○事務局 ただ今いただいた意見を踏まえまして、次回には、今日いただいた御意見を整理した上で、県の考え方をまたお示ししたいと思います。

○委員 すみません、県の考え方もお聞きしたいのですけれども、まずはというか、併せて、私たち委員の意見を言う場をしっかりと設けていただきたい、次回はですね。黙って、黙ってというか、おっしゃられなかった方たちにもそれぞれ似たような意見、あるいはち

よっと違う意見、それぞれあると思います。それらを踏まえて、文化財保護審議会としてどう考えるのかっていう合意形成がこれまで、前会長のときにもできなかったし、それから今期に関してはまだできていません。そういう議論の場っていうのをぜひ設けていただきたいということです。事務局のほうの御意見も、もちろん聞きたいです。

○委員 本来であれば、調査があつて、そこから基準をつくって、この基準は誰が作るのかとか、どう審議するのかという場が本来あつて、それをどう保存し、活用するのかというところが何か審議されるべきだと思うのですけれども、私、こちらのほうにお越しになっていただいた際にお話ししたときに、こちらの案件は議論の余地があるのですか、決定事項なのか、審議の余地があるのですかというお話をしたときに、もう決定事項ですっていうようなお話をそのときいただいたと記憶しています。

これが決定事項なのであれば、この会は何回重ねても本当に前に進まないと思うので、決定事項に対して今後どういうふうにあるべきなのかっていうところを、まさに審議の時間として費やしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。ただ、私は決定事項というふうに理解をしていますけれども、皆様がそのようにお話を聞いてらっしゃるのか、どうなのかというところ、もしくは私の認識違いっていうところもあるかもしれないので、ちょっとこの場でそこだけ、もう既に決定して動かないものなのか、それとも、まだこれは議論することによって、審議することによって多少の余白があるものなのかというところはちょっと御回答をいただいているほうがいいかなというふうに思いました。

○会長 その辺のこともあつて、審議事項か報告事項かということになったと思うのですが。

○事務局 決定事項かどうかとお尋ねになられた。回答としましては、県としては決定事項でございます。

先ほど報告事項なのか、議題に上がってない、という御意見がありましたが、議題としてはこのたび上げさせていただいております。令和3年度には上げていなかったけれども、このたびは議題として上げさせていただき、その中で協議事項か報告事項かということでいえば、報告事項として上げさせていただいております。この報告事項の説明の中で、今後の県の考え方についてはこうですということを御説明させていただいたところです。それに対して委員の皆さんのいろいろな御意見をいただいているところです。

文化財行政、文化財についてどう考えているのかと、そういったところまで御意見をい

ただいたところですので、そのところは、きちっとお答えしていかなきゃいけないと思っております。この度は報告という形で、それに対して皆さんの御意見をいただいて、先ほどご意見がありましたけども、保存するのであれば、どういった形の保存をするのか。今、出雲市が保存を決めている。それに加えて県有地も全て保存するのか、それとも、保存は部分だけにして、県有地を今後地質調査して、どう生かしていくのか。それから、滑走路跡地だけではなく、周辺のものについても併せて出雲市が総合調査をすると言っております。もちろん県が全部出雲市にお任せ状態ということは考えておりませんで、しっかり協力していこうと思っております。そういった中で、今後どうしていくと一番いいのかというようなことも、しっかりと御意見をいただきたいですし、進めていけたらなというふうな気持ちでおります。

○委員 2年前に照会があつて、たった1回ちょっと照会があつて、教育委員会としてはそのときにできる範囲で回答されたと思うのですが、それから2年たつて、（開発部局から）こんな抜き打ち的にもう決まりましたって言われて、教育委員会として何かどうですかという、そんな唯々諾々と受け入れてよいのでしょうか。言葉が悪いですけど、（教育委員会は開発部局から）なめられているのじゃないかという感じがします。

○委員 私も説明を受けたときに、これは決定事項であるというふうなことは承っております。ただ、今日申し上げたのは、決定までのプロセスが不明確であるからこそ多くの委員の方々が質問をされていた。そのプロセスをしっかりと明確にすべきだろうと。だからこそ見直し、再検討が必要ではないか、今日申し上げたいのはそこなんです。そこをぜひぜひ事務局のほうでも汲んでいただきたい。これはこの委員会の皆さんも、そう思っておられるのではないのかなという気がします。

各委員には言いたいことだけ言わせておけばいいよ、と言わんばかり、ガス抜きで事を済ませるようなことはぜひぜひないようにしていただきたい。私も前から言っていますが、本当にこの委員会の存在意義というのは何なのかということのを改めて考えるべきだと思います。

○会長 ありがとうございます。ちょっとどうまとめていいのか、全くノーアイデアになってしまいましたけれど、そろそろ締めたいと思うのですけれども。

○委員 決定事項ということで、今後の話をしたいと思うのですけれども。児童相談所の基本設計が、スケジュール見ますともう本年度行われるということで、もう指定できないのであれば、指定しない方法で、少なくとも地下遺構が保存されることは望ましいと思う

のですけれども、地下遺構が保存されるような施設の設計になるように教育委員会のほうから働きかけるっていうことができると思うのですけれども、それをお願いしたいと思いません。

○事務局 何度も繰り返しになりますが、来月以降、地質調査、それらの結果を踏まえて実施設計などもやっていくと思いますので、現時点ではどういうふうなやり方ができるか、できないのかというところは分かりませんが、そこは関係部局とも相談をしながら、どうことができるのか、できないのかは確認していきたいと思っています。

○委員 先ほど決定事項というお話があったので、その前提でお話しさせていただきます。

経緯をずっと、前回、打合せのときに見せていただいたときに、例えば3月の時点で答弁とすれば、今後その保護の在り方の検討を行っていくと言いながらも、その月のうちには方針決定というようなことで、我々、本当に知らないうちに進んでいるのだな。じゃあ、後で決定事項になったことを承認すればそれでいいのかみたいな感じだったのですけれど、今後の展望的なことでいうと、今日、価値判断基準が明確でないとい度も出てきましたが、じゃあ消滅していいのですか、保護しなくていいのですかというようなことをちゃんと考えておかなければいけないし、指定しなければいけないのか、指定がなければ保護しなくていいのか、指定があるものが保護すべきものなのか。でも、そうじゃないですよ。今いろいろ地域の文化財の活用なんていうこともよく言われていますけれど、指定にしていなかったから、指定にできないから守れないというのはちょっとおかしいと思います。

もう一つ、展望でいうと、今、近代遺跡の調査をされていると伺いました。いろいろ先生方が参加されてやっていると思うのですが、これも文化財審議委員会があるのですから、例えば調査対象の公開であるとか、進展であるとか、判断であるとかというのを教えていただきたいなというふうには思います。

○会長 なかなか結論出ないのですけど、時間も時間ですので、議論を打ち切りたいと思います。

○事務局 本日はお忙しい中、時間を超過するような長時間にわたり御意見を賜り、誠にありがとうございました。

様々な意見をいただきました。次回への宿題もしっかりいただいていると思っております。きちんと論点を整理して、また議題として出させていただきたいと考えております。

また、今後についてですけれども、本日御参加いただいております委員の皆様方の任期が令和6年1月19日となっております。この方々でお集まりいただく機会が限られておりま

すが、可能であればもう一度審議会を開催させていただきまして、前回8月10日に非公開で報告させていただきました新たな県指定案件につきまして、諮問、答申の場をいただければと思っております。今日の宿題と併せてになるかとは思いますが、その機会を設けたいと思っておりますので、追って日程調整をさせていただきたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。